

優良産廃処理業者認定制度

「事業の透明性」に係る基準に基づく 適合証明サービスのご案内

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
令和2年10月

目次

1. 適合証明サービスでできること	2
2. ご利用上の注意	3
3. ご利用申し込み方法～①基準適合確認・通知	5
4. ご利用申し込み方法～②適合証明書発行	10
5. 適合証明書について	15
6. 利用同意事項について	16

1. 適合証明サービスでできること

(1) 情報更新の都度、基準適合の確認・通知が受けられる

- 「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の更新を行った都度、**弊財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメールにて通知**いたします。
- このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行っていただくことで、**基準に適合した情報公表を継続**することができます。

(2) 入力状況、更新頻度到来をリアルタイムで確認できる

- 「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面上で、**未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供**いたします。
- これにより、**未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握**ことができ、特に「**1年に1回以上**」の更新頻度の項目について、**情報更新を失念することを未然に防ぐ**ことができます。

(3) 適合証明書の発行を受けられる

- 「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明する書類（適合証明書）の発行を受けることができます。
- これまでは、公表情報の公表開始や情報更新を行った都度、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するためにこれらの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この**適合証明書のみを提出すれば済むようになり、大幅に負担を軽減できる**ようになります。

2. ご利用上の注意

適合証明サービスのご利用に際しては、利用料・手数料を申し受けます（有料のサービスです）。

- 適合証明サービス（①基準適合確認・通知、②適合証明書発行）のご利用に際しては、「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の基準適合性の確認や適合証明書の発行に際しての利用料・手数料として、次頁のとおりのご負担をお願いしています。

適合証明サービスが証明する対象は、「さんぱいくん」上に入力した情報のすべてではありません。

- 適合証明サービスが証明する対象の情報は、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した情報のみです。
- 「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」以外の場所に入力した情報（自社で作成したホームページの情報など）は、適合証明サービスの対象外です。

適合証明サービスは、すべての方が利用できるものではありません。

- 適合証明サービスをご利用いただくには、以下の前提条件があります。前提条件のすべてを満たさないと、適合証明サービスはご利用いただけません。

【前提条件】

- ① 「さんぱいくん」を利用して、「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していること
 - ② 「履歴証明サービス」を利用していること（利用可能な状態であること）
- また、適合証明サービスのうち、適合証明書発行の申込を行うには、基準適合確認・通知を利用していることが必要です。

産廃情報ネットご提供サービスの内容・利用料金

サービス	サービス内容	料金(税込)
1)さんぱいくん利用 【既存】	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社情報（公表情報※1を含む）の登録、更新、公表 ● 利用は任意。 	無償
2)履歴証明サービス 【既存】	<ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報※1の更新履歴の閲覧、印刷 ● 過去の日付の公表情報※1の閲覧、印刷 ● 利用は任意であり、1)の利用が前提 	1 ユーザあたり 年間 1 万円
3)適合証明サービス 【New!!】	<p>①基準適合確認・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報※1の未登録箇所のシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面※2上にメッセージ表示) ● 公表情報※1のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来をシステムによる自動チェック(自社情報の登録画面※2上にメッセージ表示) ● 公表情報※1を更新の都度、基準適合性を弊財団にて確認、修正等が必要な場合にメール通知 ● 利用は任意であり、1)・2)の利用が前提 	1 ユーザあたり 年間 3 万円
	<p>②適合証明書発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適合証明書の発行申込に応じてメール送信 ● 利用は任意であり、1)・2)・3)①の利用が前提 	許可 1 件につき 3 千円

※1：「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報

※2：「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面

3. ご利用申し込み方法～①基準適合確認・通知

- 適合証明サービスのうち、「①基準適合確認・通知」のご利用申し込みは、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
- 申込・利用は、「さんぱいくん」及び「履歴証明サービス」(P.4の表参照)を利用していることが前提です。

1

- 「さんぱいくん」にログイン（ユーザーID、パスワードの入力が必要）して、「処理業者データ登録・変更メニュー」画面にアクセスします

2

- 「■【適合証明サービス】基準適合確認・通知の利用申し込みの手続き」のところの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移(次頁へ)

画面遷移

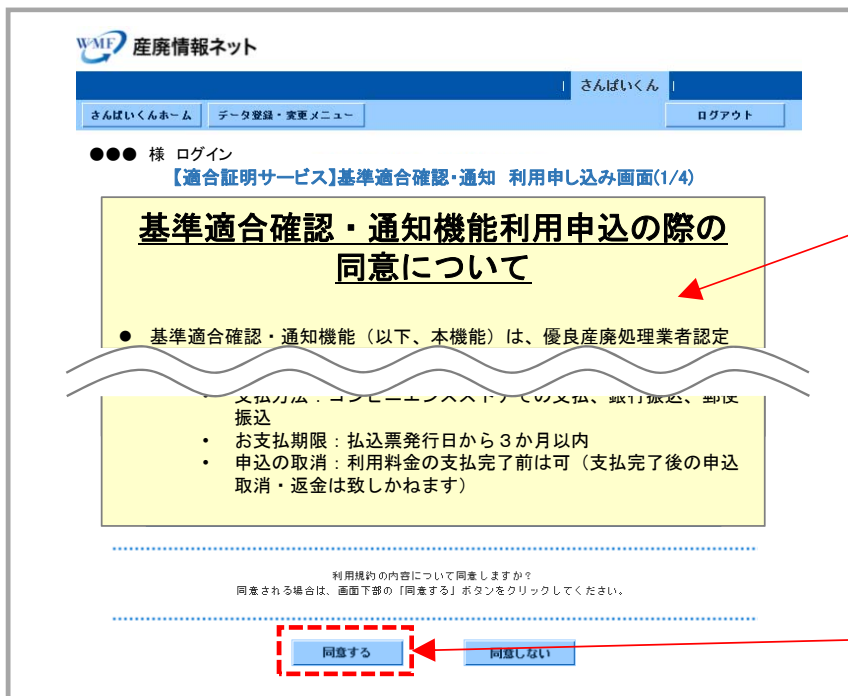


3

- 「■現在の利用状況」欄の下方にある「申し込み」ボタンをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移



4

- 表示される同意事項についてご確認ください
- 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.16をご確認ください。

5

- 「同意する」ボタンをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移 (次頁へ)

画面遷移

WMF 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

●●● 様 ログイン

【適合証明サービス】基準適合確認・通知 利用申し込み画面(2/4)

■担当者情報の入力
前書き機能を実際に使用する方（ご利用料金のご請求先とする方）について入力してください

利用者番号	●●●●●	業者番号	●●●●●
会社名	●●●●●株式会社		
担当者部署名 (必須)	全て全角文字で100文字以内		
担当者氏名 (必須)	全て全角文字で100文字以内		
担当者勤務地住所 (必須)	郵便番号	半角数字または半角ハイフンで8文字	
	都道府県		
	市区町村 以降	全て全角文字で100文字以内 建物名がある場合は 明記	
担当者連絡先電話番号 (必須)	半角数字または半角ハイフンで13文字以内		
担当者 メールアドレス (必須)	半角英数字で80文字以内		

登録 戻る

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

6

- ご担当される方について、全ての項目を入力します

7

- 「登録」ボタンをクリックします

画面遷移 (次頁へ)

画面遷移

WMP 産産情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

●●● 様 ログイン

【適合証明サービス】基準適合確認・通知 利用申し込み画面(3/4)

利用者番号	●●●●●	業者番号	●●●●●●
会社名	●●●●●株式会社		

■担当者情報入力内容の確認

担当者部署名	
担当者氏名	
担当者勤務地住所	
担当者連絡先電話番号	
担当者メールアドレス	

※「簡易審査機能」のご利用に際しては、ご利用料金のご負担をお願いしております。ご利用料金のご請求は、上記の方にご連絡させていただきます。

※お手元にご請求書が届きましたら、記載内容に沿ってお支払いをお願いいたします。

※「簡易審査機能」は、お支払いが確認（お支払情報がシステムに反映）されてからご利用いただけます。（お支払いいただいてから2～3日程度を要します）

はい いいえ

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

8

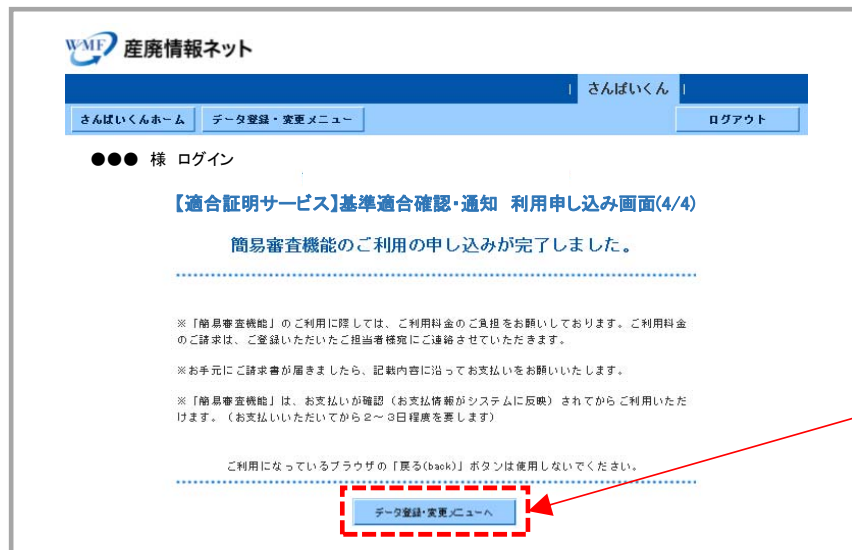
6

で入力した内容が正しく表示されていることを確認します

9

- 「はい」ボタンをクリックします
- 表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします（前頁の画面に戻ることができます）

画面遷移（次頁へ）



※実際の画面表示と一部異なる場合があります

10 ● お申し込み手続きはこれで完了です。

● 「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると、1 の画面に戻ります

- お手続き完了後 2 ～ 3 営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱票を使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- **本機能が実際にご利用できる状態となるのは、料金のお支払いに関するデータが弊財団にて確認できてから**となります。
- 料金のお支払い後、コンビニエンスストアでのお支払いの場合は約 1 週間後、銀行・郵便局でのお支払いの場合は 2 ～ 3 営業日後から、本機能が実際にご利用いただけます。

4. ご利用申し込み方法～②適合証明書発行

- 適合証明サービスのうち、「②適合証明書発行」のご利用申し込みは、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
- 申込は、「さんぱいくん」、「履歴証明サービス」及び「①基準適合確認・通知」(P.4の表参照)を利用していることが前提です。

産廃情報ネット

さんぱいくん | ログアウト

さんぱいくんホーム | データ登録・変更メニュー

●●● 様 ログイン

処理業者
データ登録・変更メニュー

■優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表(無料)

情報を公表する(登録・編集) | 情報の新規登録や公表・編集をします

情報登録方法・よくある質問 等

■会社情報・許可情報等の登録(無料)

許可情報等を登録・編集する | 処理業者の会社情報や許可情報、環境配慮の取組の新規登録や編集をします。

災害廃棄物等を登録・編集する | 災害廃棄物の収集運搬や処分を行うことができる処理業者の方は、こちらの情報も入力してください。

■履歴証明書印刷/発行申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 履歴証明書利用者情報の確認や修正をします

履歴証明書を印刷する | 情報の公表の履歴を証する履歴証明書について、自社での印刷/発行をします(利用者登録制)

履歴証明サービス利用規約

■【適合証明書サービス】基準適合確認・通知の利用申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」としての入力内容に対して、船具的な審査を行い、内容・更新頻度の不備がない状態を保つことができます

■【適合証明書サービス】適合証明書発行申し込みの手続き

利用者情報を確認する | 「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」内容・更新頻度について審査を行い、その結果を証する書面を発行します(自治体への提出書類として利用できます)

<関連情報> 優良産廃処理業者認定制度のページ

1 ● 「さんぱいくん」にログイン(ユーザーID、パスワードの入力が必要)して、「処理業者データ登録・変更メニュー」画面にアクセスします

2 ● 「■【適合証明書サービス】適合証明書発行申し込みの手続き」のところの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移(次頁へ)

画面遷移

産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

●●● 様 ログイン

【適合証明書サービス】適合証明書 利用状況確認

■現在までの発行申し込み履歴

No	申込年月日	発行年月日	業許可番号	審査対象期間	発行ステータス 支払い状況	担当者
適合証明書発行申し込み履歴はありません						

申し込み 戻る

3

- 「■現在までの発行申込履歴」欄の下の「申し込み」ボタンをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移

産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

●●● 様 ログイン

【適合証明書サービス】適合証明書 発行申し込み画面(1/4)

適合証明書発行申込の際の同意について

- 適合証明書発行機能（以下、本機能）は、優良産廃処理業者認定制度（以下、優良認定制度）における「事業の透明性」基準に基づく公開情報（以下、公開情報）を基として、当財団に同基準を

引渡時期：申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能（有効期間1年間）

支払方法：コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込

お支払期限：払込票発行日から3か月以内

申込の取消：利用料金の支払完了前は可（支払完了後の申込取消・返金は致しかねます）

利用規約の内容について同意しますか？
同意される場合は、画面下部の「同意する」ボタンをクリックしてください。

同意する 同意しない

4

- 表示される同意事項についてご確認ください
- 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.16をご確認ください。

5

- 「同意する」ボタンをクリックします

画面遷移（次頁へ）

画面遷移

WAFI 産産情報ネット

さんばいくんホーム | さんばいくん | データ登録・変更メニュー | ログアウト

●●● 様 ログイン

【適合証明書サービス】適合証明書 発行申し込み画面 (2/4)

■発行する適合証明書への記載事項の入力
発行する適合証明書への記載事項について入力してください

利用者番号 ●●●●●● 業者番号 ●●●●●●
会社名 ●●●●●●

許可番号 (必須) 半角数字で11桁 (10桁の場合、先頭に0を追加してください)

審査対象期間 (必須) 開始年月日 年 月 日から 終了年月日 年 月 日まで
※全て半角数字
※開始年月日は、入力した業許可番号の許可証に記載の「許可年月日」を正しく入力
※終了年月日は、本日又は本日よりも過去の年月日を入力

特記事項

■担当者情報の入力
適合証明書を実際に使用する方 (適合証明書の送付先、および、発行手数料のご請求先とする方)について入力してください

担当者部署名 (必須) 全て全角文字で100文字以内

担当者氏名 (必須) 全て全角文字で100文字以内

担当者勤務地住所 (必須) 郵便番号 半角数字または半角ハイフンで8文字
都道府県
市区町村以降 全て全角文字で100文字以内
建物名がある場合は明記

担当者連絡先電話番号 (必須) 半角数字または半角ハイフンで13文字以内

担当者メールアドレス (必須) 半角英数字で80文字以内

登録 戻る

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

画面遷移 (次頁へ)

6

- 発行する適合証明書への記載事項について、全ての項目を入力します

- 「許可番号」欄
発行する適合証明書の対象となる許可証の許可番号を入力します。
- 「審査対象期間」欄
「開始年月日」欄には、発行する適合証明書の対象となる許可証の許可年月日と同一の年月日、又は、それ以降の年月日を入力します。
「終了年月日」欄には、お申込当日又はそれ以前の年月日を入力します。
- 「特記事項」欄
発行する適合証明書に関する要望や、納付先、納付方法などについてご要望がある場合のみご入力ください。(特段のご要望がない場合は、何も入力いただかなくて結構です。)

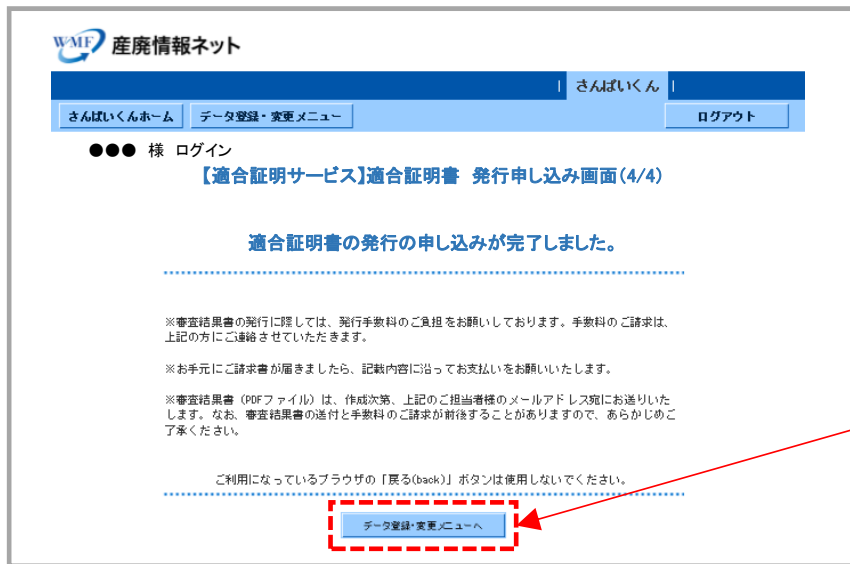
7

- ご担当される方について、全ての項目を入力します

8

- 「登録」ボタンをクリックします

画面遷移



11 ● お申し込み手続きはこれで完了です。

● 「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると、1 の画面に戻ります

- お手続き完了後 2 ～ 3 営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱票を使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- **適合証明書は、申込から納付まで 3 ～ 5 営業日を要します。このため、適合証明書の到着と払込取扱票の到着が前後することがあります。**
- **適合証明書は、PDFファイルをお申込者のメールにお送りする形で納付します。**

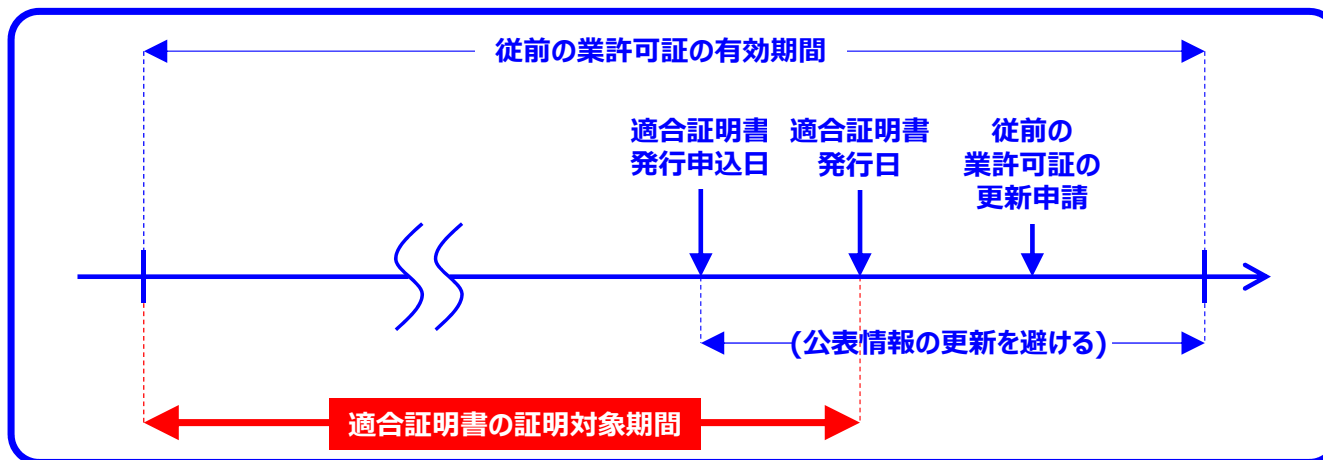
5. 適合証明書について

- 適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明するものであり、**情報の内容の真偽について保証するものではありません。**
- 公表情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- **適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。**
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業※の**許可証単位で発行**いたします。

※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業

- 適合証明書は、**原則として、従前の業許可証の有効期間を証明の対象期間**とします。(以下イメージ図参照)

証明対象期間 (イメージ)



適合証明書 (書式イメージ)

The sample form is titled '優良産廃処理業者認定制度 事業の透明性の基準適合証明書' (Superior Waste Treatment Business Certification System Business Transparency Standard Compliance Certificate). It features the WMAF logo at the top. The form includes the following sections:

- 1. 確認対象 (Confirmation Target):**
 - 企業名: ●●●●●●株式会社
 - 業許可番号: 12345678901
 - 期間: YYYY(平成YY)年MM月MM日から YYYY(令和YY年)MM月DD日まで
- 2. 確認結果 (Confirmation Result):**

上記1における優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することを証明する。

※適用基準: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2第2号に定める基準

At the bottom, the date 'YYYY(令和YY)年MM月DD日' and the name '公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 加藤幸男' (Public Interest Incorporated Foundation for Promotion of Waste Treatment Business, Chairman Kato Yukio) are printed, along with a red seal. The ID number 'YYMMDD-SKS-0000001' is at the bottom left.

6. 利用同意事項について

基準適合確認・通知機能利用申込の際の同意について

- 基準適合確認・通知機能（以下、本機能）は、優良産廃処理業者認定制度（以下、優良認定制度）における「事業の透明性」基準に基づく公開情報（以下、公開情報）を対象として、当財団にて同基準への適合の確認・通知を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすものであるかを確認し、その結果をユーザに通知するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 本機能の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償（1ユーザあたり3万円、税込、有効期間1年間）です。
- 本機能は、「履歴証明サービス」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- 本機能は、申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能となります。（通常期では支払完了から3～5日程度を要します）
- 本機能の利用可能期間は、支払データが当財団の通知された日から起算して、翌年の同日の前日までとします。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者：加藤幸男
- 所在地：東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先：電話03-4355-0160／メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金：振込手数料（銀行、郵便局を利用の場合のみ）、消費税
- 引渡時期：申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能（有効期間1年間）
- 支払方法：コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限：払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消：利用料金の支払完了前は可（支払完了後の申込取消・返金は致しかねます）

適合証明書発行申込の際の同意について

- 適合証明書発行機能（以下、本機能）は、優良産廃処理業者認定制度（以下、優良認定制度）における「事業の透明性」基準に基づく公開情報（以下、公開情報）を対象として、当財団にて同基準への適合の確認を行い、公開情報が同基準に適合することを証明する書面（以下、適合証明書）の発行を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能及び適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすことを証明するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 公開情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 本機能及び適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償（適合証明書1通あたり3千円、税込、業許可番号単位で発行）です。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）の許可証単位で発行いたします。
- 本機能は、「履歴証明サービス」並びに「基準適合確認・通知機能」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- 本機能の利用料金は、申込後に送付される払込票等によってお支払いください。
- 適合証明書は、申込から納付まで3～5営業日を要します。このため、適合証明書の到着と払込票等の到着が前後することがあります。
- 適合証明書は、お申込者のメールにPDFファイルにてお送りする形で納付します。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者：加藤幸男
- 所在地：東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先：電話03-4355-0160／メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金：振込手数料（銀行、郵便局を利用の場合のみ）、消費税
- 引渡時期：申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能（有効期間1年間）
- 支払方法：コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限：払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消：利用料金の支払完了前は可（支払完了後の申込取消・返金は致しかねます）

本サービスに関するご質問等は、以下までお問い合わせください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
企画部 優良化推進チーム

電話 : 03-4355-0160
(平日10:00~12:00 / 13:00~17:00)

メール : kaiji@sanpainet.or.jp